

預金口座取引一般規定 新旧対照表

旧	新
<p>第2条 取引時確認</p> <p>3. 口座開設後、犯罪収益移転防止法等所定の取引時確認が必要な場合、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると判断した場合、その他当社が必要と認めた場合は、再度、当社が指定する証明書類の提出や必要事項の申告等を求めることがあります。なお、証明書類取得に要する費用は、お客さまの負担といたします。</p> <p>4. 第2項により当社が口座開設を行わなかったことによってお客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。</p>	<p>第2条 取引時確認</p> <p>3. 前項により当社が口座開設を行わなかったことによってお客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。</p> <p>4. 口座開設後、当社は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握する必要がある場合、その他当社が必要と認めた場合、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さまがこれに応じない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまのお届け住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。）には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。なお、各種確認や資料の提出への回答に要する費用は、お客さまの負担といたします。</p> <p>5. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>6. 第4項、前項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。</p>

旧	新
<p>第 17 条 解約など</p> <p>3. オ. 第 2 条（取引時確認）第 3 項の定めにより再度の証明書類の提出等を求めたものの、お客さまがこれに応じない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。）</p>	<p>第 17 条 解約など</p> <p>3. オ. 第 2 条（取引時確認）第 4 項の定めにより各種確認や資料の提出への回答等を求めたものの、お客さまがこれに応じない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。）</p>